



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月22日金曜日 第494号

◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則..... (男女参画・子育て支援課) ...	150
愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課) ...	151

告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (2件)..... (経営支援課) ...	152
医療機関の指定..... (保健福祉課) ...	152
指定医療機関の変更..... (") ...	152
指定医療機関の廃止の届出..... (") ...	152
医療機関 (指定訪問看護事業者等) の指定..... (") ...	153
指定介護機関 (居宅介護支援事業者) の廃止の届出..... (") ...	153
海岸保全区域の指定の一部改正..... (農地整備課) ...	153
監視伝染病発生予防検査の実施..... (畜産課) ...	155
監視伝染病の発生予防のための注射の実施 (2件)..... (") ...	155
保安林予定森林..... (森林整備課) ...	156
加入区の設定 (漁獲共済) の一部改正..... (漁政課) ...	156
加入区の設定 (特定養殖共済) の一部改正 (2件)..... (") ...	156
愛媛県管理港湾区域の一部改正..... (港湾海岸課) ...	157
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (3件)..... (都市計画課) ...	158
都市計画事業の事業計画の変更認可 (7件)..... (都市整備課) ...	158
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... (会計課) ...	159
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... (") ...	159
建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ...	159
道路の区域変更 (県道壬生川新居浜野田線)..... (東予地方局四国中央土木事務所) ...	160
道路の供用開始 (県道川之江大豊線外)..... (") ...	160
道路の区域変更 (県道北条玉川線)..... (東予地方局今治土木事務所) ...	160
道路の区域変更 (県道桜井山路線)..... (") ...	160
道路の供用開始 (県道北条玉川線)..... (") ...	161
建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ...	161
道路の供用開始 (一般国道494号)..... (") ...	161
道路の供用開始 (県道中山双海線)..... (") ...	161
開発行為に関する工事の完了 (2件)..... (中予地方局建築指導課) ...	162
道路の供用開始 (県道内子河辺野村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ...	162

公安委員会規則

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部会計課) ...	162
--	-----

規 則

○愛媛県規則第6号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則 (昭和41年愛媛県規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1 (第4条関係) 徴収金基準額表 (児童養護施設等措置児童等用)	別表第1 (第4条関係) 徴収金基準額表 (児童養護施設等措置児童等用)
省略	省略

備考

1～8 省略

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、市町村民税所得割の額が19,000円以下であるときは、この限りでない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、488,000円以上であるとき。

(2) 省略

10 省略

注 省略

備考

1～8 省略

9 (1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは、行わないものとする。ただし、アに該当する場合であつても、真にやむを得ない特別の理由があり、かつ、市町村民税所得割の額が19,000円以下であるときは、この限りでない。

ア 省略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じているときに、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、408,000円以上であるとき。

(2) 省略

10 省略

注 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則別表第1の規定は、令和5年4月分以後の徴収額について適用し、同年3月分以前の徴収額については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第7号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (貸付金の限度等の特例)</p> <p>4 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額は、当該貸付金（<u>令和9年3月31日</u>までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証によるものである場合にあつては、別表第2貸付金の金額の欄、別表第3貸付金の金額の欄及び別表第4貸付金の金額の欄の規定にかかわらず、整備資金の100分の90以内とする。</p> <p>5 貸付金の利率は、当該貸付金（<u>令和9年3月31日</u>までに貸付決</p>	<p>附 則 (貸付金の限度等の特例)</p> <p>4 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額は、当該貸付金（<u>令和6年3月31日</u>までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証によるものである場合にあつては、別表第2貸付金の金額の欄、別表第3貸付金の金額の欄及び別表第4貸付金の金額の欄の規定にかかわらず、整備資金の100分の90以内とする。</p> <p>5 貸付金の利率は、当該貸付金（<u>令和6年3月31日</u>までに貸付決</p>

定されるものに限る。)に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあつては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「0.60パーセント」とあるのは、「0.60パーセント以内」とする。

定されるものに限る。)に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあつては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「0.60パーセント」とあるのは、「0.60パーセント以内」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第204号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社伊予鉄高島屋ほか4者	株式会社伊予鉄高島屋ほか5者	令和6年2月28日	令和6年2月29日

○愛媛県告示第205号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出の年月日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	駐車場の位置及び収容台数	418台(5箇所)	385台(4箇所)	令和6年4月1日	令和6年3月5日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	6箇所	4箇所		

○愛媛県告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おかだ歯科クリニック	伊予郡松前町大字上高柳226番地6	令和6年1月1日
中野医院	八幡浜市五反田一番耕地36番地2	令和6年1月1日

○愛媛県告示第207号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、

指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があつた。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) あこみ薬局北方店	東温市北方3206番地3	令和6年1月15日
(変更前) あいら薬局		

○愛媛県告示第208号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があつた。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中 浦 診 療 所	南宇和郡愛南町中浦1554番地	令和5年12月28日
行 元 歯 科 医 院	西条市三芳1235番地	令和5年12月30日

医 療 法 人 二 宮 医 院	八幡浜市保内町宮内1番耕地92番地1	令和5年12月31日
お か だ 歯 科 ク リ ニ ッ ク	伊予郡松前町上高柳226-6	令和5年12月31日
中 野 医 院	八幡浜市五反田1番耕地36-2	令和5年12月31日

○愛媛県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
一般社団法人 KUMAYAMA STORIES	上浮穴郡久万高原町上野尻甲565番地	訪問看護ステーション コミュニティナース in 愛媛	伊予郡砥部町大南191番地山田ハイツ102号室	令和6年1月1日
株式会社ゆずの会	新居浜市坂井町一丁目9番10号	訪問看護ステーション 葵	新居浜市坂井町一丁目9番10号	令和6年1月24日

○愛媛県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人友松外科・胃腸科	宇和島市鶴島町6番27号	友愛	宇和島市鶴島町6番27号	令和5年12月31日

○愛媛県告示第211号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和52年11月愛媛県告示第1191号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
海岸名	市町	主管省	管理者	区 域	海岸名	市町村	主管省	管理者	区 域
楠河西	西条市	農林水産省	愛媛県知事	<u>基点2から基点14までを順次結んだ線並びに基点14、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点2を順次結んだ線により囲まれた区域</u> 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）	楠河西	東予市	農林水産省	愛媛県知事	1点から14点までを順次結んだ線及び14点と1点を結んだ線により囲まれた区域 基点Aは、東予市河原津111番地の標柱 1点は、基点Aから165度7メートルの地点 2点は、1点から58度30分

基点1は、西条市河原津甲
1197番地先の標柱

基点2は、基点1から18度
35分2.5メートルの地点

基点3は、基点2から143度
14分29.7メートルの地点

基点4は、基点3から56度
58分329.0メートルの地点

基点5は、基点4から61度
58分17.0メートルの地点

基点6は、基点5から57度
48分35.0メートルの地点

基点7は、基点6から104度
28分31.0メートルの地点

基点8は、基点7から144度
7分45.1メートルの地点

基点9は、基点8から232度
57分31.5メートルの地点

基点10は、基点9から142度
57分26.6メートルの地点

基点11は、基点10から229度
1分51.8メートルの地点

基点12は、基点11から145度
56分12.0メートルの地点

基点13は、基点12から52度
23分83.2メートルの地点

基点14は、基点13から143度
58分62.5メートルの地点

補助点5は、基点14から54
度8分139.0メートルの地点

補助点4は、基点6から352
度35分315.1メートルの地点

補助点3は、基点6から326
度25分277.3メートルの地点

補助点2は、基点6から306
度16分84.6メートルの地点

補助点1は、基点2から11
度8分67.4メートルの地点

基点15から基点22までを順
次結んだ線並びに基点22、補
助点11、補助点10、補助点
9、補助点8、補助点7、補
助点6及び基点15を順次結ん
だ線により囲まれた区域

基点15は、基点14から144度
57分396.8メートルの地点

基点16は、基点15から120度
13分26.0メートルの地点

基点17は、基点16から143度
3分216.0メートルの地点

基点18は、基点17から185度
43分98.0メートルの地点

基点19は、基点18から233度

52メートルの地点

3点は、2点から60度30分
379メートルの地点

4点は、3点から69度10分
80メートルの地点

5点は、4点から89度20分
51メートルの地点

6点は、5点から89度20分
231メートルの地点

7点は、6点から330度508
メートルの地点

8点は、7点から240度20分
148メートルの地点

9点は、8点から127度50分
26メートルの地点

10点は、9点から150度20分
216メートルの地点

11点は、10点から193度98メ
ートルの地点

12点は、11点から240度40分
457メートルの地点

13点は、12点から152度30分
28メートルの地点

14点は、13点から240度30分
83メートルの地点

15点から26点までを順次結
んだ線及び26点と15点を結ん
だ線により囲まれた区域

基点Bは、東予市河原津271
番地の7の標柱

15点は、基点Bから99度17
メートルの地点

16点は、15点から62度30分
329メートルの地点

17点は、16点から67度30分
17メートルの地点

18点は、17点から63度20分
35メートルの地点

19点は、18点から110度31メ
ートルの地点

20点は、19点から149度30分
149メートルの地点

21点は、20点から59度40分
139メートルの地点

22点は、21点から328度30分
450メートルの地点

23点は、22点から239度40分
139メートルの地点

24点は、23点から160度20分
200メートルの地点

25点は、24点から242度40分
306メートルの地点

26点は、25点から193度68メ

23分46.0メートルの地点 基点20は、基点19から145度	メートルの地点
12分28.0メートルの地点 基点21は、基点20から233度	
14分83.5メートルの地点 基点22は、基点21から145度	
3分22.5メートルの地点 補助点11は、基点20から200度	
36分38.3メートルの地点 補助点10は、基点18から211度	
24分127.4メートルの地点 補助点9は、基点18から176度	
38分71.1メートルの地点 補助点8は、基点18から139度	
28分84.1メートルの地点 補助点7は、基点18から96度	
26分285.3メートルの地点 補助点6は、基点15から53度	
3分148.0メートルの地点	

○愛媛県告示第212号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の検査を次のとおり実施する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	東温市、伊予市、伊予郡、上浮穴郡、大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、北宇和郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	大洲市、喜多郡、八幡浜市、西宇和郡、西予市（城川町に限る）、宇和島市、北宇和郡
3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
4 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(3) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法
- (2) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第213号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

- 2 実施の期日
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日
- 3 注射の方法
ワクチン接種法

○愛媛県告示第214号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 実施の対象となる豚及びいのししの範囲並びに実施する区域

実施の対象となる豚及びいのししの範囲	実施する区域
所轄の家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし	県下一円

- 2 実施の期日
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日
- 3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第215号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市丹原町関屋乙99の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町関屋乙99の4（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第216号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区域	区分	区域	区分
1～32 省略		1～32 省略	
33 三崎区域（ <u>愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三崎漁業協同組合の地区</u> ）	省略	33 三崎区域（ <u>三崎漁業協同組合</u> の地区）	省略
34～45 省略		34～45 省略	

○愛媛県告示第217号

加入区の設定（特定養殖共済）（令和2年3月愛媛県告示第267号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
わかめ養殖業		わかめ養殖業	
加入区の名称	区域	加入区の名称	区域

省略	
三崎加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三崎漁業協同組合の地区
省略	

省略	
三崎加入区	三崎漁業協同組合 _____の地区
省略	

○愛媛県告示第218号

加入区の設定（特定養殖共済）（令和2年3月愛媛県告示第269号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
ほたて貝等養殖業（ひおうぎ貝養殖業）		ほたて貝等養殖業（ひおうぎ貝養殖業）	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
省略		省略	
三崎加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三崎漁業協同組合の地区	三崎加入区	三崎漁業協同組合 _____の地区
省略		省略	

○愛媛県告示第219号

愛媛県管理港湾区域（昭和30年5月愛媛県告示第361号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

東予港及び松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
港名	港湾区域	港名	港湾区域
省略		省略	
東予港	大崎鼻（北緯33度58分44秒、東経133度4分5秒）から20度5,500メートルの地点まで引いた線、同地点から105度20分16,312メートルの地点まで引いた線、同地点から御代島三角点（北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに加茂川古川橋、中山川新兵衛橋各下流の河川水面、境川、大曲川、崩口川、一ツ橋川、広江川各最下流ひ門下流の河川水面及び堀川船だまり水面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の規定により指定された河原津漁港の区域を除く。	東予港	大崎鼻（北緯33度58分44秒、東経133度4分5秒）から20度5,500メートルの地点まで引いた線、同地点から105度20分16,312メートルの地点まで引いた線、同地点から御代島三角点（北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに加茂川古川橋、中山川新兵衛橋各下流の河川水面、境川、大曲川、崩口川、一ツ橋川、広江川各最下流ひ門下流の河川水面及び堀川船だまり水面。ただし、漁港漁場整備法_____（昭和25年法律第137号）の規定により指定された河原津漁港の区域を除く。
省略		省略	
松山港	松山市堀江町花見川河口左岸護岸突端（北緯33度54分2秒、東経132度44分30秒）から大ノ頭島（島頂）を経て、同市興居島神崎鼻先端まで引いた線、同市西垣生町重信川河口右岸堤防基部（北緯33度48分12秒、東経	松山港	松山市堀江町花見川河口左岸護岸突端（北緯33度54分2秒、東経132度44分30秒）から大ノ頭島（島頂）を経て、同市興居島神崎鼻先端まで引いた線、同市西垣生町重信川河口右岸堤防基部（北緯33度48分12秒、東経

132度41分34秒)から270度800メートルの点を経て、同市興居島黒崎鼻の先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港及び漁場の整備等に関する法律によつて指定された高浜漁港、今出漁港及び泊漁港の区域を除く。

132度41分34秒)から270度800メートルの点を経て、同市興居島黒崎鼻の先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法
____によつて指定された高浜漁港、今出漁港及び泊漁港の区域を除く。

○愛媛県告示第220号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画汚物処理場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第221号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第222号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画駐車場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道事業松山公共下水道(松山市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
昭和33年10月15日から
令和9年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第224号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業今治公共下水道(今治市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
昭和27年4月2日から
令和12年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第225号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業大西公共下水道(今治市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
平成14年7月16日から
令和12年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第226号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道事業北部公共下水道(今治市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
昭和61年12月26日から
令和12年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

○愛媛県告示第227号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、新居浜都市計画下水道事業新居浜公共下水道(新居浜市施行)

の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

昭和35年3月9日から

令和12年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

菊本町二丁目から港町までの区間内及び垣生三丁目地内

○愛媛県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業西条公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

昭和50年1月10日から

令和13年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業東予・丹原公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

1 事業施行期間

昭和58年7月26日から

令和13年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第230号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
字第31号の1	宇和島市和霊元町4丁目1番5号	指定金融機関 伊予銀行和霊町支店	宇和島市和霊元町4丁目1番5号	令和6年3月29日

○愛媛県告示第231号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
岩城第1号	越智郡上島町岩城1528	越智今治農業協同組合岩城支店	売りさばき人氏名又は名称 越智今治農業協同組合岩城支店	売りさばき人氏名又は名称 越智今治農業協同組合岩城支所	令和6年2月22日

○愛媛県告示第232号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-3)第4555号	令和4年3月9日	㈱四国地盤	真鍋 勝彦	新居浜市磯浦町18-2	令和6年2月22日	建築工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	壬生川新居浜野田線	四国中央市土居町天満1812番2地先から 同町天満1806番1地先まで	旧	メートル 10.4～10.5	キロメートル 0.045	
		四国中央市土居町天満1812番2地先から 同町天満1806番2まで	新	12.5～19.3	0.045	

○愛媛県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	川之江大豊線	四国中央市新宮町新瀬川4番から 同町新瀬川4番まで	令和6年3月22日
"	壬生川新居浜野田線	四国中央市土居町天満1812番2地先から 同町天満1806番2まで	"

○愛媛県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	北条玉川線	今治市玉川町葛谷字コロケ谷乙119番6地先から 同市玉川町葛谷字長ソ乙113番10地先まで	旧	メートル 4.8～5.4	キロメートル 0.006	
		今治市玉川町葛谷字コロケ谷乙119番6地先から 同市玉川町葛谷字長ソ乙113番10地先まで	新	14.8～15.0	0.006	

○愛媛県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和6年3月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	桜井山路線	今治市上徳字大道上乙110番1地先から 同字乙109番12地先まで	旧	メートル 8.4～13.6	キロメートル 0.042	
		今治市上徳字大道上乙110番1から 同字乙109番12まで	新	18.5～30.4	0.042	

○愛媛県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	北条玉川線	今治市玉川町龍岡下字原田丁230番26から 同市玉川町葛谷字長ソ乙113番10まで	令和6年3月22日

○愛媛県告示第238号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般-4)第17984号	令和4年8月18日	(株)皆栄建設	砂川 直樹	松山市西石井4-3-1	令和6年2月2日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-1)第15702号	令和2年2月14日	丹生谷建設	丹生谷雅史	松山市古川北2-12-15	令和6年2月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-3)第13578号	令和3年11月19日	(株)城戸建設	城戸 時寛	松山市東野4-8-25	令和6年2月14日	土木工事業 建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-4)第17938号	令和4年6月19日	青空建装(株)	織田 能行	東温市横河原1316-11	令和6年2月22日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-3)第16949号	令和3年12月26日	(株)デンカシンキ	木村 賢太	松山市南吉田町30-1	令和6年2月26日	建築工事業、大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	東温市河之内乙1620番127地先から 同市河之内乙1620番130地先まで	令和6年3月22日

○愛媛県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予市双海町上瀬字惣別當庚122番3から 同字庚116番6まで	令和6年3月22日

○愛媛県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月22日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
5中局建（開）第35号 令和6年3月12日	伊予郡松前町大字西古泉字玉垣547番4	伊予郡松前町大字西古泉478番地1 梶 野 翔

○愛媛県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月22日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
5中局建（開）第36号 令和6年3月13日	東温市田窪字水木1625番5、1625番6	東温市田窪1625番地3 長 谷 川 豊 子

○愛媛県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表甲731番2から 同町北表甲732番2まで	令和6年3月22日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年愛媛県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特例施設占有者の指定） 第2条 省略 2 省略	（特例施設占有者の指定） 第2条 省略 2 省略

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示板に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。
 （指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更）

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示板に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。
 （指定の取消し）

第4条 省略

2 省略

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示板に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

様式第2号（第2条関係）

省略

別紙

教示文

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その判決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その判決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第5号（第4条関係）

省略

別紙

教示文

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その判決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その判決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第7号（第5条関係）

省略

別紙

教示文

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（様式第3号）を公安委員会の掲示板に掲示して
 _____ 行うものとする。
 （指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更）

第3条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（様式第4号）を公安委員会の掲示板に掲示して
 _____ 行うものとする。
 （指定の取消し）

第4条 省略

2 省略

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（様式第6号）を公安委員会の掲示板に掲示して
 _____ 行うものとする。

様式第2号（第2条関係）

省略

様式第5号（第4条関係）

省略

様式第7号（第5条関係）

省略

った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第8号（第6条関係）

省略

別紙

教示文

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

様式第8号（第6条関係）

省略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。